

インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション - ジャパン
Interactive Training in Communication-Japan

カウンスルNo.8 会則

(細 則 付)

十進法表記



2025年4月12日 会則修正

(修正箇所は赤字で示す。)

Interactive Training in Communication – Japan

カウンスル No. 8 会則および細則

目 次

第 1 条	名称
第 2 条	目的
第 3 条	会員
第 4 条	会計年度と財務
第 5 条	選出役員
第 6 条	指名と選挙
第 7 条	任命役員
第 8 条	会合と投票
第 9 条	役員会
第 10 条	委員会とその任務
第 11 条	議事運営法の典拠
第 12 条	修正
第 13 条	緊急事項

細則

Interactive Training in Communication-Japan

カウンスル No.8 会則

第 1 条

1. 名称
- 1.1. このカウンスルは、 Interactive Training in Communication-Japan（インタラクティブトレーニング イン コミュニケーション— ジャパン）（以下、ITC-J とする）により承認され、その名称はカウンスル No.8 とし、ITC-J に属する。

第 2 条

2. 目的
- 2.1. このカウンスルの目的は：
 - 2.1.1. クラブと ITC-J 役員会との仲介となり、ITC-J の枠組みを支えること。
 - 2.1.2. 質の高い訓練を促進し、指導力を養成すること。

第 3 条

3. 会員
- 3.1. 創設
このカウンスルはクラブの選択により、ITC-J役員会との話し合いに従って創設される。
- 3.2. 構成
このカウンスルは、境界線内のすべてのクラブ、およびカウンスル会費を支払った会員により構成される。所属クラブはカウンスルの運営構成を決定し、支える。
- 3.3. カウンスルの創設・再設定・解体
このカウンスルは所属クラブの選択により、カウンスルの創設、再設定、解体をカウンスルレベルの関係者と ITC-J 役員会とともに調整する。その場合、ITC-J 役員会から最終的な承認を得る。

第 4 条

4. 会計年度と財務
- 4.1. 会計年度
このカウンスルの会計年度は、8 月1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。
- 4.2. 独立した会計
このカウンスルは独立した会計とする。

- 4. 3. 年会費
このカウンスルの年会費は、細則に定められた額とし、8 月 1 日またはそれ以前に支払う。8 月 14 日以後は滞納となる。
- 4. 4. 負担金
臨時経費の負担額はカウンスル会合において 2/3 以上の賛成を得て定められる。
- 4. 5. 登録費
カウンスル会合の登録費は細則の定めるところとする。
- 4. 6. 経費
役員や常任委員会の費用など必要な経費は予算で定められ、項目別請求書の提示をもって会計から支払われる。

第 5 条

- 5. 選出役員
- 5. 1. 選出役員
このカウンスルの役員は、会長、第一副会長、第二副会長、書記、会計とする。
- 5. 1. 2. 役員はその任期中、クラブの選出役員を兼任できるが、ITC-J の選出役員は兼任できない。
- 5. 2. 選出役員の任務
- 5. 2. 1. 会長は：
 - 5. 2. 1. a. カウンスル内のクラブを援助する。
 - 5. 2. 1. b. 議事会議と教育プログラムを行うのに必要な時間を考慮して、カウンスル会合を準備する。
 - 5. 2. 1. c. 役員会と協議し、クラブ運営研修を計画し実施する。
 - 5. 2. 1. d. すべてのカウンスル会合および、役員会の議長を務める。
 - 5. 2. 1. e. カウンスル役員会の承認を得て、すべての任命役員と常任委員会を任命する。
 - 5. 2. 1. f. カウンスル役員会の承認を得て、2 名の会計監査役を任命する。
 - 5. 2. 1. g. カウンスル役員会の承認を得て、必要に応じて特別委員会を任命する。
 - 5. 2. 1. h. 指名委員会以外の、すべての委員会の職権上の委員を務める。
 - 5. 2. 1. i. カウンスルが支払う経費のために発行するすべての用紙に連署する。
 - 5. 2. 1. j. 議会法規役員と協力して、全レベルの会則および細則の修正に関する一切の手続きを行う。
 - 5. 2. 1. k. カウンスル活動の全般的な監督をする。
 - 5. 2. 1. l. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 5. 2. 2. 第一副会長は：
 - 5. 2. 2. a. 会長が欠席、または要請がある場合に議長を務める。

- 5.2.2.b. カウンシル役員会の承認を得て、プログラム・教育委員会の委員長を務める。
- 5.2.2.c. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 5.2.3. 第二副会長は：
 - 5.2.3.a. カウンシル役員会の承認を得て、会員の活動を助け、新入会員の獲得やクラブの増強に努める。
 - 5.2.3.b. 必要に応じて、その他の任務を行う。
- 5.2.4. 書記は：
 - 5.2.4.a. カウンシル会合と役員会の議事録を作成し、正式に承認された議事録を保管する。
 - 5.2.4.b. 議事録の草稿を役員と議会法規役員に 7 日以内に提出する。
 - 5.2.4.c. カウンシル会合の議事録の草稿をカウンシルへの派遣員に 14 日以内に提出する。
 - 5.2.4.d. カウンシル会合の議事録は、その期の派遣員の承認を得て正式のものとなる。
 - 5.2.4.e. 会長またはカウンシル役員会の指示に従い通信事務を行う。
 - 5.2.4.f. クラブ役員と会員の名簿を保持する。
 - 5.2.4.g. 年度末にカウンシルの公式記録を作成する。
 - 5.2.4.h. 必要に応じてその他の任務を行う。
- 5.2.5. 会計は：
 - 5.2.5.a. 会費その他の費用を徴収し、カウンシル名義で預貯金をして、管理する。
 - 5.2.5.b. カウンシルへの派遣員によって承認された経費を、会長の連署を得て支払う。
 - 5.2.5.c. カウンシル会合ごとに会計報告書を作成する。
 - 5.2.5.d. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば補正を勧告する。
 - 5.2.5.e. 会計年度末に、またはカウンシル役員会の要請があった場合は、会計監査のため帳簿と財務報告書を提出する。
 - 5.2.5.f. 次期会計年度の予算案を作成し、次期役員会に提出する。
 - 5.2.5.g. 必要に応じて その他の任務を行う。
- 5.2.6. 一般的任務
 - 5.2.6.a. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 5.2.6.b. 各役員の永久保存用記録は、新会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 6 条

- 6. 指名と選挙
 - 6.1. 指名 指名委員会は：
 - 6.1.1. 異なった有資格クラブに属する 3 名の正会員によって構成され、カウンシル役員選挙の 60 日前までにカウンシル会合において、または郵便あるいはその他の通信手段による投票で選出される。
 - 6.1.2. カウンシルの役職に対し、所属クラブからの推薦指名を要請する。委員会は資格のあ

- る会員を役職の候補として積極的に探すことができる。
- 6.1.3. 候補者の役職への資格と必要条件を確かめる。
- 6.1.4. 各々の候補者から、選出された場合には受理する旨の承諾を得ておく。
- 6.1.5. 候補者名と資格を載せた書面のリストを選挙の 30 日前までに所属クラブに提出する。
- 6.2. 会場からの指名
会場からの指名は カウンスルへの派遣員によって行うことができる。ただし候補者が出席している場合または候補者の就任承諾書がある場合に限る。
- 6.3. 必要条件
- 6.3.1. すべての役員は：
- 6.3.1.a. カウンスル内の有資格クラブの正会員であること、または次期会計年度にカウンスルに所属する予定のクラブの正会員であること。
- 6.3.1.b. クラブの選出役員を経験した者であること。
- 6.3.1.c. 所属するクラブによって推薦を受けていること。
- 6.3.2. カウンスル会長候補者は、以前カウンスルの選出役員、任命役員又は常任委員長を最低 1 度経験した者であること。
- 6.4. 役員の選挙
- 6.4.1. 役員選挙はITC-J 年次大会に先だつカウンスル会合で行う。
- 6.4.2. 選挙は無記名投票によって行われるが、候補者が 1 つの役職に対して 1 名しかいない場合は、口頭で行ってもよい。
- 6.4.3. 役員はすべて投票数の過半数を得て当選とする。得票数が過半数に満たない場合は、得票数の最も少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者が出るまで続けられる。
- 6.5. 任期
- 6.5.1. 役員は会計年度の始まる 8 月1 日に任務に就く。任期は1 年とする。役員は 2 期目の役職にも指名および選出されることができる。同一役職に連続して 2 期を超えて就任することはできない。
- 6.5.2. 役員は上記 1 に規定されているように務めるか、後任者が役職に就くまでを任期とする。辞任、死去、あるいは所属クラブによる動議が通告され 2/3 の賛成で採択されて解任された場合は、たとえ後任者が役職に就かなくても任期は終わる。
- 6.5.3. 有資格クラブから選出されたカウンスル役員は、万一その所属クラブの資格が変わっても、そのまま役員の任期を完了することができる。
- 6.6. 欠員
カウンスル会長が欠員になった場合は第一副会長が会長の任務を務める。他の役員の欠員はカウンスル役員会で投票により選出し、その結果を直ちにカウンスル内全員にメールにて報告する。

第 7 条

- 7. 任命役員
- 7.1. 任命役員
このカウンスルの任命役員は、コミュニケーション リエゾン オフィサー（CLO）と議会法規役員とする。CLO は選出役員が兼務することもできる。
- 7.2. 任命役員の任務
- 7.2.1. コミュニケーション リエゾン オフィサー（CLO）は：
 - 7.2.1.a. ITC-J CLO からの通達を受理し、役員に連絡する。
 - 7.2.1.b. カウンスルと所属クラブ（クラブ CLO）間のコミュニケーションの充実を図る。
- 7.2.2. 議会法規役員は：
 - 7.2.2.a. 要請に応じて、会長および会員に議事運営手順について助言する。
 - 7.2.2.b. カウンスル役員会からの要請があれば、カウンスル役員会に出席する。
 - 7.2.2.c. カウンスル議事会議に出席する。
 - 7.2.2.d. 年間報告書を作成する。
 - 7.2.2.e. 永久保存用記録は、新会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。
 - 7.2.2.f. 必要に応じてその他の任務を行う。

第 8 条

- 8. 会合と投票
- 8.1. 会合
カウンスル会合は年 2 回開催する。日程および場所は細則に定めるところとする。
- 8.2. 会合の目的
- 8.2.1. カウンスル会合の目的は：
 - 8.2.1.a. カウンスルの議事を行う。
 - 8.2.1.b. カウンスル役員および常任委員会からの報告を受ける。
 - 8.2.1.c. ITC-J の目的に沿ったプログラムを行う。
 - 8.2.1.d. 役員を選出する。
 - 8.2.1.e. カウンスルのスピーチコンテストを開催する。
- 8.3. 投票
- 8.3.1. 有資格の各所属クラブは一票の投票権を持つカウンスルへの派遣員 1 名、または派遣員が欠席の場合には権限を与えられた代理人を、カウンスル会合に送ることができる。
- 8.3.2. いずれの有資格の所属クラブも、自クラブの会員 1 名をカウンスル会合に代表として

送ることができないときは、そのクラブの正式派遣員として行動する権限を、カウンスル内の会員に与えることができる。

- 8.3.3. いかなる会員も 2 つ以上のクラブの派遣員または代理人を務めることはできない。
- 8.3.4. カウンスルへの派遣員に限り、カウンスル会合において、動議の提出、会場からの指名、あるいは投票の権利を有する。ただし、発言権は全会員に与えられる。
- 8.3.5. カウンスル役員は、所属クラブの派遣員である場合以外、カウンスル会合において投票権がない。
- 8.3.6. 無所属会員は、カウンスルに所属するクラブの派遣員として行動するのでなければ、投票の資格はない。
- 8.4. 定足数
カウンスル会合の定足数は所属する有資格クラブの過半数により成立する。議事を郵便あるいはその他の通信手段で行う場合、定足数は所属する有資格クラブの2/3により成立する。

第 9 条

- 9. 役員会
 - 9.1. 構成 役員会は選出役員により構成される。
 - 9.2. 会合 役員会会合は会長の招集によって開催される。万一会長が招集しない場合でも、他の2名の役員によって役員会を招集することができる。
 - 9.3. 権限
カウンスル会合から次の会合までの間に処理の必要な事務事項が生じた場合は、出席役員会、あるいは郵便またはその他の通信役員会により処理することができる。
ただし、カウンスルへの派遣員の追認を得る。
 - 9.4. 定足数
役員会会合の定足数は過半数により成立する。

第 10 条

- 10. 委員会とその任務
 - 10.1. 常任委員会
このカウンスルの常任委員会として、会員（広報、増設を含む）、プログラム・教育、スピーチコンテスト、およびウェブサイト・会報、の各委員会をおく。
 - 10.2. 常任委員会の任務
 - 10.2.1. 会員（広報、増設を含む）委員会は：
 - 10.2.1.a. ITC-J の会員委員会の方針および手続きマニュアルに基づき、カウンスル内の広報、

増設および会員の維持増強のための活動を行う。

- 10. 2. 2. プログラム・教育委員会は：
 - 10. 2. 2. a. カウンシル会合において教育的なプログラムを計画する。
 - 10. 2. 2. b. 必要と認められる記録を保存する。
- 10. 2. 3. スピーチコンテスト委員会は：
 - 10. 2. 3. a. ITC-J スピーチコンテスト規則に従って、カウンシルのスピーチコンテストを行う。
- 10. 2. 4. ウェブサイト・会報委員会は：
 - 10. 2. 4. a. カウンシルのウェブサイト进行管理する。
 - 10. 2. 4. b. カウンシル会報をウェブサイト上で発行する。
- 10. 2. 5. 一般的任務
 - 10. 2. 5. a. 委員長は年間報告書を作成する。
 - 10. 2. 5. b. 委員会の永久保存用記録は、新会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。
- 10. 3. その他の委員会
カウンシル役員会は必要に応じてその他の委員会を設け、カウンシルの必要に合わせてその任務を割り当てる。

第 11 条

- 11. 議事運営法の典拠
本会則に明記されていない手順および議事法上のすべての疑問については、ロバート議事法新改訂版（最新版）が適用される。

第 12 条

- 12. 修正
 - 12. 1. 修正の手順
 - 12. 1. 1. 提出者
所属クラブ、役員会、常任委員会は修正案を提出することができる。
 - 12. 1. 2. 必要な投票数
本会則は、会合において 2/3 の賛成、または郵便あるいはその他の通信手段によって、すべての所属有資格クラブの 2/3 の賛成票があれば修正することができる。
 - 12. 1. 3. 提出および通知
本会則に対する修正案は投票日の少なくとも 40 日前までに会長に文書で提出される。
会長はそれを調整し、会合の 30 日前までに所属クラブに通知する。
 - 12. 2. 会則と細則
このカウンシルは ITC-J の会則と細則に矛盾しない会則と細則を採択し、それに

よって運営される。

12. 3. 自動修正

ITC-J会則が修正され、それに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは
ITC-J会則と矛盾が生じた場合は、本会則は自動的に修正される。

第 13 条

13. 1. 緊急事項

第 2 回会合の終了後に発生した緊急事項については、電子的投票または郵便による投票で、事案の表決を行うことができる。その議案は所属有資格クラブから受領した全回答の過半数、または 2/3 以上の賛成票により採択される。

2018 年 6月 25日	採択
2018 年 6月	自動修正
2020 年 5月	修正
2021 年 4月	修正
2023 年 4月1日	採択
2023 年 8月1日	修正
2025 年 4月12日	修正

カウンスルNo.8 細 則

1. このカウンスルの年会費は会員 1 人につき 4,500 円とし、所属クラブの会員はクラブを通じて支払う。この組織に入会する時、会員はクラブに会員の申請をした月から、その会計年度の終わりまで月割りで計算した会費を支払う。このカウンスル内の 2 つ以上のクラブに所属する会員は 1 名分のカウンスル年会費を最初に入会したクラブを通じて納める。納入した会費はいかなる場合にも返却しない。
2. カウンスル会合の日程および場所は、その年度の役員会から各クラブに通達される。
3. カウンスル会合の経費のうち、会場費はカウンスル会計より支出し、不足分は各会合毎に定める登録費から充てることができる。その他の経費は登録費で可能な限り充当する。ただし余剰金が生じた場合は、カウンスル会計に繰り入れ、万一不足金が生じた場合はカウンスル会計より補填する。
4. カウンスル役員の仕事遂行時の交通費は、予算通りに支払われる。
5. スピーチコンテスト優勝者が ITC-J 年次大会スピーチコンテストに出場するための交通費の一部を補助する。
6. 会計は
- 6.1. 予算の規定通りの金額の支出については役員会の承認を得て支払うことができる。
- 6.2. 第 2 回会合後、年度末までに、予算を越える請求が発生した場合、その請求額が 1,000 円未満、または予算額の 10%未満の請求については役員会の承認を得て支払うことができる。
7. ITC-J クラブ会員および配偶者の慶弔時にはメッセージをおくり、慶弔費は支出しない。
8. 本細則は、前もって提出のない場合はカウンスル会合で 2/3 の賛成、前もって提出された場合には過半数の賛成で修正することができる。または、郵便あるいはその他の通信手段によって、すべての所属クラブの 2/3 の賛成で修正することができる。修正に関するその他の手順は、会則第 12 条に定める会則修正と同じ手順を適用する。

2018 年 6 月 25 日	採択
2020 年 5 月	修正・自動修正
2023 年 4 月 1 日	採択